



日本年金機構

Japan Pension Service

Press Release

令和 6 年 12 月 9 日

(照会先)

厚生年金保険部長 堀 隆司

(電話直通 03-6892-0773)

経営企画部広報室長 清野 秀明

(電話直通 03-6897-8092)

報道関係者 各位

令和 6 年能登半島地震により被害を受けられた皆さまへのお知らせ

(厚生年金保険料等の延長後の納期限、厚生年金保険料等の
口座振替の再開、今後の厚生年金保険料等の納付及び納付の
猶予制度について)

令和 6 年能登半島地震により被害を受けられた皆さまに心よりお見舞い申
し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

このたび、厚生労働省告示により延長後の納期限が定められたことに伴い、
別添のとおりお知らせいたします。

別添: 厚生年金保険料等の延長後の納期限のお知らせ

事業主、船舶所有者の皆さまへ

(このお知らせは納期限延長の対象となった地域の事業主の皆さまへ送付しています)

厚生年金保険料等の延長後の納期限のお知らせ

令和6年能登半島地震により被害を受けられたみなさまに心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

延長後の納期限が定められました

- 令和6年能登半島地震により延長されていた、令和5年11月分から令和6年11月分の厚生年金保険料等(注)の納期限が、厚生労働省告示により以下のとおり令和7年1月31日に定められました。

(注) 厚生年金保険料(特例納付保険料、高齢任意加入被保険者及び第四種被保険者の保険料を含む)、船員保険料、全国健康保険協会の管掌する健康保険料、日雇特例被保険者の保険料、子ども・子育て拠出金、厚生年金基金の特例解散にかかる責任準備金相当額における徴収金、1号加算金及び2号加算金

対象地域	定められた納期限
石川県：七尾市、羽咋郡志賀町	令和7年1月31日 (令和5年11月分～令和6年11月分保険料)

- 令和6年12月分以降の厚生年金保険料等の納期限については、納付対象月の翌月末日となります。(例えば、令和6年12月分の厚生年金保険料等の納期限は令和7年1月31日です。)
- 令和5年11月分から令和6年11月分の厚生年金保険料等については、送付しております納入告知書により、令和7年1月31日までに金融機関等の窓口で納付をお願いします。(申出により厚生年金保険料等の口座振替を再開されている場合、納入告知書による納付の必要はありませんが、口座振替再開前の厚生年金保険料等及び口座振替ができなかった厚生年金保険料等については、納入告知書による納付が必要となりますのでご注意ください。)
- ※ 納付が困難な場合は、裏面の納付の猶予制度の活用をご検討ください。

厚生年金保険料等の口座振替を再開します

- 納期限が延長されている間、厚生年金保険料等の口座振替を停止しておりましたが、以下のとおり口座振替を再開いたします。
- ※ すでに口座振替再開申出をされている場合は、引き続き納付対象月の翌月末日(休日の場合は翌営業日)に厚生年金保険料等が引き落とされます。

再開する地域	口座振替再開対象の厚生年金保険料等	口座振替再開日
上記の対象地域	令和6年12月分以降の保険料	令和7年1月31日

- 令和6年能登半島地震の影響により、今後の口座振替による納付が困難な場合は、管轄の年金事務所までご相談いただきますようお願いいたします。

今後の厚生年金保険料等の納付について

- 定められた納期限の対象となる厚生年金保険料等及び今後発生する厚生年金保険料等については、納期限までに納付をお願いします。

納期限	対象となる厚生年金保険料等
令和7年1月31日	令和5年11月～令和6年11月分保険料 * 納入告知書での納付となります。
令和7年1月31日	令和6年12月分保険料 * 口座振替が停止されていた場合は口座振替が再開されます。

- 納期限までに納付がない厚生年金保険料等については、後日、督促状を送付し、その指定する期限までに納付がない場合には、延滞金が加算され滞納処分を行う場合があります。

※ お手元に納入告知書がない場合には、管轄の年金事務所までご相談ください。

厚生年金保険料等の納付が困難な場合(納付の猶予制度)

- 令和6年能登半島地震の影響により厚生年金保険料等の納付が困難な場合は、管轄の年金事務所に申請書等を提出することにより、「納付の猶予」を受けることができる場合があります。

※ 被災の状況や事業の現況等により、猶予を受けられない場合もあります。

※ 「災害による納付の猶予」の申請には「り災証明書」等が必要となります。

なお、「納付の猶予」を受けた場合は猶予期間内において滞納処分の執行を受けず、また、延滞金の全部又は一部が免除されます。

●災害による納付の猶予…災害のやんだ日から2月以内に申請が必要となります。

災害により財産に相当な損失を受けた場合、対象保険料の全額が納期限から1年以内に限り「納付の猶予」が認められます。

※ 「災害がやんだ日」は、原則として、令和6年11月30日となるため、申請期限は令和7年1月31日となりますが、個別の事情により弾力的に申請をお受けします。

●通常の納付の猶予…猶予該当の事実発生後速やかに(随時に申請可能)

災害による事業の悪化等により、一時に保険料を納付することが困難であると認められる場合は、その納付困難な金額を限度として1年以内に限り「納付の猶予」が認められます。

★ 詳しくは、日本年金機構ホームページもしくは管轄の年金事務所までお問い合わせください。